

第5次野辺地町まちづくり 総合計画後期基本計画（概要版）



●まちづくり総合計画について

まちづくり総合計画は、野辺地町のあるべき姿と、その実現に向けたまちづくりの基本的な方向と方策を定めたもので、町の最も上位に位置する計画であり、このまちづくり総合計画を基に、さまざまな事業や行事などを実施します。

まちづくりの将来像

笑顔あふれるまち のへじ

●まちづくりの将来像である「笑顔あふれるまち のへじ」を目指して、6つの分野において、目指すまちづくりの基本目標を掲げました。この後期基本計画では、町民全員が自主的に「郷土」を考え、「郷土」をいかにして維持、発展させるかを目的とし、「郷土（きょうど）」をキーワードに据え、基本目標を定めました。

また、基本目標それぞれについて、後期基本計画期間（平成27～32年度）の前半を目途に、野辺地町が重点的に行うべき事項を「重点戦略プロジェクト」として定めています。



笑顔あふれるまち のへじ

基本目標

①郷土の生業を創る

～産業・労働分野～

— 主な施策 —

- ・農 林 業…生産体制の強化・拡大、魅力ある農林業の振興、販売・供給体制の整備
- ・水 産 業…水産資源の保護・増大、経営基盤の強化、消費・流通対策の強化・拡大
- ・商 業…魅力ある商業の振興、商店街の活性化、地場産業の振興
- ・工 業…地域資源の有効活用と高付加価値製品の開発の促進
- ・観 光…観光客受け入れに向けた体制整備、観光ルートなどの開発、観光資源の有効活用
- ・雇用・企業誘致…雇用対策、野辺地工業団地（旧サントリー跡地）への企業誘致の推進、起業化の促進

農工商観連携や、6次産業化推進。町は関係団体や競争力を高める手法の引き出しなど、サポートします。

●活力向上戦略プロジェクト

地元産品の開発、高付加価値化、販売を強化・推進するとともに、担い手の育成と確保に努めます。また、野辺地工業団地（旧サントリー跡地）への企業誘致を実現させるように努め、産業の振興と雇用の拡充を図ることで、急激な人口減少、特に若年層の流出を減少させるように努め、野辺地町の産業振興と雇用開発を推進し、町の活力を向上させます。

基本目標

②郷土の人の生命と暮らしを守る

～消防・防災・減災分野～

— 主な施策 —

- ・消防・防災…消防体制の充実、救急体制の充実、自主防災組織や防災士の育成・充実などによる、防災・減災対策の推進
- ・防犯・交通安全…関係団体と連携した防犯活動の推進による防犯体制の強化、生活環境の整備や各種の啓発活動による交通安全対策の推進

●生命と暮らしを守る戦略プロジェクト

町民が安全で安心な生活をおくれるよう、各種の防災対策を講じ、有事の際には町民と行政が協力して行動するための啓発活動や組織づくりのサポートをするとともに、防犯、交通安全などに対する取組みを強化し、各種の安全・安心活動を推進します。

基本目標

③郷土をますます愛し育む「人財」を育てる

～教育・歴史・文化分野～

— 主な施策 —

- ・学 校 教 育…教育内容の充実、研修の充実、教育施設の耐震化及び改修など、安全安心な教育環境の充実
- ・社会教育・スポーツ…社会教育推進のための基盤整備、生涯学習活動の充実、幼児教育、生涯スポーツ等の普及・振興、社会教育・社会体育施設、設備の整備・運営
- ・歴史・文化・芸術…文化財の保護と保存、文化財の整備と活用、伝統芸能や技術の継承、資料館施設の整備充実

●生まれ育った町をますます愛する子どもを育てる戦略プロジェクト

生まれ育った野辺地町を愛し、その素晴らしさと魅力を認識し、町内外に発信できる子どもを育てます。また、スポーツ活動を強化し、優れたプレイヤーや指導者の育成にも努めます。さらに、これらの人財が将来、様々な分野で野辺地町のリーダーとして活動できるための条件と環境を整えていきます。

基本目標

④郷土の人の身体と心を守る

～福祉・保健・医療分野～

— 主な施策 —

- ・子育て支援・児童福祉…保育環境の充実、医療費助成・子育て支援体制の強化、少子化対策の推進、ひとり親家庭支援体制の充実
- ・保健・医療…主体的な健康づくりの促進と協働の取組み、成人保健事業の充実、母子保健事業の充実、医療機関維持対策及び通院利便向上
- ・障がい者（児）福祉…相談支援体制の充実、障がい福祉の充実、就労支援体制の充実、障がい児支援の充実
- ・地 域 福 祉…地域福祉の推進体制づくり、福祉意識の醸成と活動の促進、人権擁護の取組みの促進
- ・高齢者福祉…高齢者・ひとり暮らし・高齢者世帯への支援の充実、認知症高齢者に対する連携、介護保険制度改正への的確な対応
- ・社 会 保 障…介護保険制度の周知と適正な運営、国民健康保険事業の計画的運営、医療費適正化対策の推進、健康づくりの促進、年金制度の周知・広報

●地域を支える医療体制づくり戦略プロジェクト

町民が、健康で健やかな生活をおくるための基盤となる、医療、介護、福祉、予防体制の連携、充実強化を図ります。

基本目標

⑤郷土の住みやすさを実現する

～生活環境・生活基盤分野～

— 主な施策 —

- ・道路・交通網…道路網の整備・充実、道路環境の向上
- ・公 共 交 通…鉄道・バス輸送の充実による移動利便の確保維持、新幹線・空港・フェリーターミナルや医療機関などへの交通接続の充実
- ・雪 対 策…道路などの除雪対策、協働による雪対策の確立、親雪・利雪の推進
- ・情報通信基盤…地域情報化の推進、行政情報化の推進
- ・土 地 利 用…計画的な土地利用の推進、適切な土地利用の誘導
- ・住宅・宅地・定住環境…若者等向け住宅や空き家バンク制度による良好な住宅・宅地の供給、良好な住環境づくりの促進、廃屋対策
- ・上 水 道…良質な水源の確保、良質な水の供給、水道事業の経営健全化、水資源保護の啓発
- ・下 水 道…生活排水処理の構想づくり、合併処理浄化槽の普及促進、公共下水道事業の推進等
- ・景観・自然環境…景観形成制度の活用、景観保全の推進、環境関連法の活用、地球環境保全対策の推進、自然環境の保全
- ・公園・緑地…既存の公園・緑地の充実、新しい公園・緑地の整備
- ・環 境 衛 生…適正なごみ収集の促進、ごみリサイクルの推進、適切な処理の推進、環境保全対策の推進

●住みよいまち創造戦略プロジェクト

積雪・寒冷地という地理的条件の下にあって、地域や町民の協力による除排雪の充実を図るほか、若者の定住対策として戸建て住宅等の整備も含め誰もが住みよい郷土・野辺地町をつくります。

基本目標

⑥郷土づくりを進める組織とシステムを創る

～行財政・協働分野～

— 主な施策 —

- ・行 財 政…効果を念頭に置いた施策の選択と限られた財源の集中投資による合理的・効率的な行財政運営、財政の安定化
- ・広 域 行 政…広域行政の推進、推進体制の強化
- ・地域間交流…友好都市交流の推進、推進体制の強化
- ・男女共同参画…男女共同参画の意識づくり、男女共同参画の環境づくり、男女共同参画のシステムづくり
- ・町民との協働…情報の共有化、参画・協働のまちづくりの推進、コミュニティ活動の推進

●協働のまちづくりプロジェクト

人口減少、高齢化が進む社会状況の中、野辺地町の機能維持を図るため、町民、各種団体、企業、行政が、それぞれの役割に応じた行動をします。また男女共同参画を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランス*1のより良い実現を目指し、多くの人々の参加と協力のもとにまちづくりを推進します。

計画を推進していくために、5つの分野を支えています。

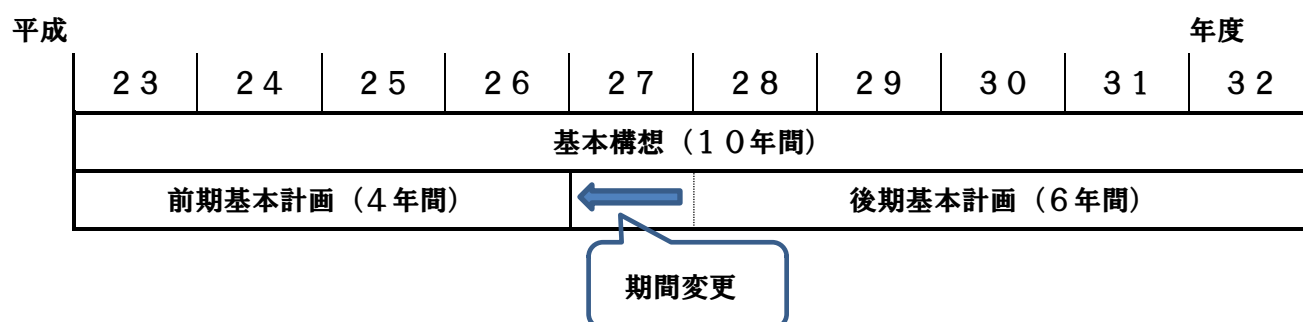
*1 ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

●計画の構成について

町では平成23年3月に、「第5次野辺地町まちづくり総合計画（計画期間：平成23～32年度。以下「第5次計画」という。）」を策定しました。この第5次計画は、計画全体の基本的な考え方や施策の柱を明らかにした「基本構想」と、それを実現するために後期基本計画期間中に具体的に何をしていくのかを6つの分野ごとに示した「基本計画」から構成されています。そして、この計画に沿って、毎年「実施計画」が作られます。

●計画の期間について

「基本構想」が平成23～32年度までの10年間、「後期基本計画」が平成27～32年度までの6年間です。なお、第5次計画策定当時に予定していた後期基本計画期間は平成28～32年度でしたが、1年前倒して後期基本計画の策定をしています。



●後期基本計画を1年前倒して策定した理由

急速に進行する少子高齢化・人口減少や、東日本大震災以降重要視されてきている防災・減災に対応する必要が出てきたため、東日本大震災以前に策定した前期基本計画（平成23～27年度）の最終年を含めて早期に見直すべきであると判断し、1年前倒して策定しました。

●後期基本計画について

少子高齢化・人口減少、働く場の確保、防災・減災に対する取組みなど、なすべき課題が山積している当町において、町の財源や人財などには限りがあるため、「選択（まずやるべきことは何か、選択を行うこと）と集中（選択した課題に限られた人材や諸資源を集中的に投入すること）」を行うことで、より効果的な成果を上げていくことを目標として、今後、野辺地町が後期基本計画期間中に重点的に行う「重点戦略プロジェクト」を立案し、盛り込んでいます。

発行／平成27年3月 青森県野辺地町地域戦略課

〒039-3131 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1

TEL：0175-64-2111（代表） FAX：0175-64-9594

詳しい内容については町ホームページに掲載しております。

アドレス：<http://www.town.noheji.aomori.jp/>

（町政情報→まちづくり→まちの計画→第5次野辺地町まちづくり総合計画後期基本計画）